

随意契約内容の公表について

京都市交通局の随意契約のうち、次の契約を公表しています。

1 対象契約

令和6年度下半期（10月～3月）

- (1) 契約金額が250万円を超える工事請負及び測量・設計等の委託に係る契約
- (2) 契約金額が500万円以上の物品等の調達に係る契約（物件の購入、賃借、委託等）

2 公表する内容

- (1) 件名
- (2) 契約担当課
- (3) 契約締結日
- (4) 履行期間
- (5) 契約の相手方の住所及び商号等
- (6) 契約金額（税込み）
- (7) 契約内容
- (8) 随意契約の理由
- (9) 根拠法令
- (10) 契約の相手方の選定理由

3 閲覧

企画総務課契約窓口でも閲覧に供しています。

4 公表の時期

半期ごとに取りまとめて公表します。

5 公表の期間

公表の日の翌日から起算して1年が経過する日の属する年度の末日まで。

随意契約一覧表（令和6年度下半期）

契約締結日	件名	契約金額（税込） （単位：円）	契約担当課	契約の相手方の名称	根拠法令
令和6年10月18日	烏丸線車両用集電装置部品購入	8,741,975	企画総務部 企画総務課	東洋電機製造株式会社 大阪支社	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
令和6年10月18日	東西線50系車両台車検査業務委託	7,288,600	企画総務部 企画総務課	住友商事株式会社 輸送機材事業第二ユニット	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
令和6年10月21日	東西線列車無線設備更新工事その3	237,600,000	企画総務部 企画総務課	八幡電気産業株式会社	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
令和6年10月25日	ツインオートリフト部分更新	6,221,600	企画総務部 企画総務課	株式会社大黒商会	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
令和6年10月25日	高速鉄道烏丸線レール探傷検査業務委託	5,170,000	高速鉄道部 技術監理課	清田軌道工業株式会社	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
令和6年10月25日	高速鉄道東西線レール探傷検査業務委託	5,720,000	高速鉄道部 技術監理課	清田軌道工業株式会社	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
令和6年11月8日	インターネット型バスロケーションシステム更新	6,794,700	企画総務部 企画総務課	新潟通信機株式会社	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
令和6年11月18日	他事業者運賃改定等に係る駅務機器改修業務委託	70,620,000	企画総務部 企画総務課	オムロン ソーシャルソリューションズ株式会社 大阪事業所	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
令和6年11月26日	車内案内モニター画面（OBC－VISION）変更作業	15,120,380	企画総務部 企画総務課	レシップ株式会社 大阪営業所	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

契約締結日	件名	契約金額（税込） （単位：円）	契約担当課	契約の相手方の名称	根拠法令
令和6年12月5日	烏丸線20系車両ブレーキ装置部品(全重検用)	7,277,468	企画総務部 企画総務課	株式会社RYODEN 京都営業所	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
令和6年12月24日	バス運行総合システム(実績収集系)改修業務委託(その2)(複数年契約)	46,530,000	企画総務部 企画総務課	NECネクサソリューションズ株式会社 関西支社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
令和7年1月8日	バス運行総合システム事務処理系改修作業(改善基準告示対応)その1	14,044,800	企画総務部 企画総務課	BIPROGY株式会社 関西支社	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
令和7年1月20日	駅登録マスタ変更（係員処理端末機）改修業務委	5,720,000	企画総務部 企画総務課	オムロン ソーシャルソ	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
令和7年2月4日	駅登録マスタ変更（係員定期券発行機）改修業務	7,810,000	企画総務部 企画総務課	東芝インフラシステムズ	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
令和7年2月7日	京都市交通局市バス音声合成装置改修業務委託	13,046,000	企画総務部 企画総務課	レシップ株式会社 大阪営業所	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
令和7年3月21日	管理の受委託(錦林京都)【設計変更】	844,752,700	自動車部 管理課	京都バス株式会社	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
令和7年3月21日	管理の受委託(梅津ジェイアール)【設計変更】	1,247,711,300	自動車部 管理課	西日本ジェイアールバス株式会社	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
令和7年3月21日	管理の受委託(洛西近鉄)【設計変更】	1,554,708,100	自動車部 管理課	近鉄バス株式会社	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
令和7年3月21日	管理の受委託(横大路阪急)【設計変更】	1,506,716,200	自動車部 管理課	阪急バス株式会社	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
令和7年3月21日	管理の受委託(横大路エムケイ)【設計変更】	466,673,900	自動車部 管理課	エムケイ株式会社	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
令和7年3月31日	醍醐車庫誘導無線装置試験器購入	24,137,025	企画総務部 企画総務課	八幡電気産業株式会社	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

随意契約締結結果書

- 1 件名
烏丸線車両用集電装置部品購入
- 2 契約担当課
企画総務部企画総務課
- 3 契約締結日
令和6年10月18日
- 4 履行期間
令和6年10月19日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区梅田三丁目4番5号毎日インテシオ
東洋電機製造株式会社 大阪支社
- 6 契約金額（税込み）
8,741,975円
- 7 契約内容
烏丸線車両集電装置部品の購入
- 8 随意契約の理由
烏丸線車両用の集電装置は、東洋電機製造株式会社が烏丸線車両用に特別に設計、製作したものであり、本部品は東洋電機製造株式会社以外の業者では製作できないため
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
随意契約を行う理由と同じ

随意契約締結結果書

- 1 件名
東西線 50 系車両台車検査業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部企画総務課
- 3 契約締結日
令和 6 年 10 月 18 日
- 4 履行期間
令和 6 年 10 月 19 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区大手町二丁目 3 番 2 号
住友商事株式会社 輸送機材事業第二ユニット
- 6 契約金額（税込み）
7, 288, 600 円
- 7 契約内容
東西線 50 系車両の台車検査業務の委託
- 8 随意契約の理由
東西線 50 系車両の台車は、日本製鉄株式会社が 50 系車両用に特別に設計及び製作したもので、日本製鉄株式会社でなければ台車の詳細が十分に把握できず、本業務を履行できないため
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由
京都市交通局の台車部品に関する日本製鉄株式会社の唯一の代理店であるため

随意契約締結結果書

- 1 件名
東西線列車無線設備更新工事その3
- 2 契約担当課
企画総務部企画総務課
- 3 契約締結日
令和6年10月21日
- 4 履行期間
令和6年10月22日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区高輪3丁目25番23号京急第2ビル4階
八幡電気産業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
237,600,000円
- 7 契約内容
東西線列車無線設備の基地局更新
- 8 随意契約の理由
列車無線設備とは、中央制御装置、基地局装置などから構成され、指令所係員と列車乗務員とが連絡を取り合うための唯一の保安通信設備であり、本工事は、列車無線設備の一部区間の更新を行うものである。
既設の列車無線設備は、当該業者が独自の技術によって設計・製作した極めて特殊な設備であり、詳細な技術情報は当該業者のみが保有している。
今回更新する京都市役所前駅、二条駅及び醍醐車庫の基地局装置は、既設の中央制御装置と密接不可分の関係にあり、既設の中央制御装置との整合性を保つ必要がある。万が一、整合性が保てずに通話ができない状態になると、正常な列車運行ができず、列車遅延や運休など地下鉄を利用するお客様への甚大な支障が生じる。
したがって、本工事を行うには、既設の列車無線設備を設計・製作し、詳細な技術情報を保有している当該業者に限られる。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由

随意契約を行う理由と同じ

随意契約締結結果書

- 1 件名
ツインオートリフト部分更新
- 2 契約担当課
企画総務部企画総務課
- 3 契約締結日
令和6年10月25日
- 4 履行期間
令和6年10月26日から令和7年3月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市右京区西院平町10番地
株式会社大黒商会
- 6 契約金額（税込み）
6, 221, 600円
- 7 契約内容
ツインオートリフトの既存物の内部更新
- 8 随意契約の理由
オートリフト部分更新については、既存の外部構成部品は再使用し、内部の油圧装置、安全装置及び、制御装置の部品交換を行う予防整備である。交換にあたっては、部品供給及び分解作業が装置製造元から許可を受けている業者に限られており、京都市内では一者に限られているため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
今回、部分更新を行うツインオートリフトはアルティア製であり、代理店は京都市内において上記業者に限られているため。

随意契約締結結果書

- 1 件名
高速鉄道烏丸線レール探傷検査業務委託
- 2 契約担当課
高速鉄道部技術監理課
- 3 契約締結日
令和6年10月25日
- 4 履行期間
令和6年10月26日から令和7年3月27日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区堂島浜1丁目4番4号アクア堂島東館10階
清田軌道工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
5, 170, 000円
- 7 契約内容
一般部及び分岐器内のレール探傷及びデータ解析を委託するものである。
- 8 随意契約の理由
予定価格以下の金額で本業務を行うことのできる業者は当該業者以外にないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
予定価格以下の金額で本業務を行うことのできる業者は当該業者以外にないため。

随意契約締結結果書

- 1 件名
高速鉄道東西線レール探傷検査業務委託
- 2 契約担当課
高速鉄道部技術監理課
- 3 契約締結日
令和6年10月25日
- 4 履行期間
令和6年10月26日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区堂島浜1丁目4番4号アクア堂島東館10階
清田軌道工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
5,720,000円
- 7 契約内容
一般部及び分岐器内のレール探傷及びデータ解析を委託するものである。
- 8 随意契約の理由
予定価格以下の金額で本業務を行うことのできる業者は当該業者以外にないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
予定価格以下の金額で本業務を行うことのできる業者は当該業者以外にないため。

随意契約締結結果書

- 1 件名
インターネット型バスロケーションシステム更新
- 2 契約担当課
企画総務部企画総務課
- 3 契約締結日
令和6年11月8日
- 4 履行期間
令和6年11月9日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
新潟県新潟市中央区上所中三丁目14番8号
新潟通信機株式会社
- 6 契約金額（税込み）
6,794,700円
- 7 契約内容
インターネット型バスロケーションシステムの標識柱及び設備機器の更新
- 8 随意契約の理由
当局で使用している当該機器のシステムは、左記業者が独自に開発・運営しているものであり、当該機器の更新に当たっては、既存システムが機能を損なうことなく契約の目的を達成することが求められる。このため、設置・試験調整や機器の動作確認など、システムが正常に稼働するよう施工する必要があることから、左記業者以外の者が当該業務を行うことができないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
随意契約の理由による。

随意契約締結結果書

- 1 件名
他事業者運賃改定等に係る駅務機器改修業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部企画総務課
- 3 契約締結日
令和6年11月18日
- 4 履行期間
令和6年11月19日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市福島区福島3丁目14番24号
オムロン ソーシャルソリューションズ株式会社 大阪事業所
- 6 契約金額（税込み）
70,620,000円
- 7 契約内容
下記に伴う高速鉄道各駅に設置してある駅務機器の改修
・神戸高速、阪神電鉄の運賃改定、OsakaMetroの新駅開業
・JR西日本の運賃改定
・市バスの桂地域フリー定期券発行
- 8 随意契約の理由
当該業者は、自動券売機を始めとするのソフトウェア・ハードウェアの設計及び製作を行っており、システムに関する技術的な全ての情報を保有している。よって、既存の機器及びシステム等の機能に支障をきたさずに改修を実施できるのは、詳細な技術情報を保有する当該業者のみであるため。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
随意契約を行う理由と同じ

随意契約締結結果書

- 1 件名
車内案内モニター画面（O B C－V I S I O N）変更作業
- 2 契約担当課
企画総務部企画総務課
- 3 契約締結日
令和6年11月26日
- 4 履行期間
令和6年11月27日から令和6年11月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区東天満2丁目6番5号 I・S南森町ビル4階
レシップ株式会社 大阪営業所
- 6 契約金額（税込み）
15,120,380円
- 7 契約内容
車内案内モニター画面（放送装置）の変更（つり銭方式への変更及び運賃改定）
- 8 随意契約の理由
左記業者は車内案内モニター画面を一部とする音声合成放送装置を製作した業者であり、同装置のデータの情報は他業者には公開されておらず、当該業務に伴うデータの内容の修正・変更を行うには製作元である左記業者でなければ、当局が要求する作業を行うことができないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
随意契約の理由による。

随意契約締結結果書

- 1 件名
烏丸線 20 系車両ブレーキ装置部品（全重検用）
- 2 契約担当課
企画総務部企画総務課
- 3 契約締結日
令和 6 年 12 月 5 日
- 4 履行期間
令和 6 年 12 月 6 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市中京区弁慶石町 51 RYODEN 京都ビル 4F
株式会社 RYODEN 京都営業所
- 6 契約金額（税込み）
7, 277, 468 円
- 7 契約内容
烏丸線 20 系車両ブレーキ装置部品の購入
- 8 随意契約の理由
烏丸線 20 系車両のブレーキ装置部品は、三菱電機株式会社が 20 系車両用に特別に設計、製作したものであり、本部品は三菱電機株式会社以外の業者では製作できないため
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由
京都市交通局のブレーキ装置部品を含む車両用機器に関する三菱電機株式会社の唯一の代理店であるため

随意契約締結結果書

1 件名

バス運行総合システム（実績収集系）改修業務委託（その２）（複数年契約）

2 契約担当課

企画総務部企画総務課

3 契約締結日

令和６年１２月２４日

4 履行期間

令和６年１２月２５日から令和７年７月３１日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市中心区城見一丁目４番２４号

NECネクサソリューションズ株式会社 関西支社

6 契約金額（税込み）

４６，５３０，０００円

7 契約内容

当局では、走行中の市バスの位置情報や車内の混雑情報等の「動的情報」を作成し、令和１０年度にオープンデータとして公開することとしている。

そして、その動的情報を生成、提供し得るシステムとして、現在、市バスの運行管理業務に活用している「バス運行総合システム（実績収集系）」（以下「現行システム」という）を活用し、令和６～７年度において、現行システムをベースとする混雑情報提供システムを構築するとともに、並行して市バス車内の混雑情報を計測するためのカメラセンサを全車両へ導入することとしている。

本業務は、令和６～７

8 随意契約の理由

本業務を実施するに当たっては、左記業者が開発し、保守管理業務を受託している既存の「バス運行総合システム」（以下「既存システム」という。）と共通の機器（車載通信機、ネットワーク関連機器等）を使用するため、既存の設備の設計内容に加え、既存システムのソフトウェアの構成に関しても、熟知している必要があり、既存システムを独自に設計、構築した左記業者以外の業者が実施した場合、既存システムの運用に著しい支障が生ずるおそれがある。

また、左記業者は、本システムを構成するソフトウェアにかかわる著作権並びに詳細な技術情報を保有する唯一の業者であることから、左記業者を契約の相手方として選定するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号

- 10 契約の相手方の選定理由
随意契約の理由による。

随意契約締結結果書

- 1 件名
バス運行総合システム事務処理系改修作業（改善基準告示対応）その1
- 2 契約担当課
企画総務部企画総務課
- 3 契約締結日
令和7年1月8日
- 4 履行期間
令和7年1月9日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区大深町3番1号
B I P R O G Y株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
14,044,800円
- 7 契約内容
「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）に係るバス運行総合システム事務処理系の改修作業
- 8 随意契約の理由
本業務は、既存システムを運用するために必要となるソフトウェアの改修を実施するものであり、稼働中のシステムに支障を生じることなく、本契約を遂行するためには、既存の設備の設計内容に加え、既存システムのソフトウェアの構成に関しても熟知している必要がある。左記業者は、同システムを独自に設計、構築し、また、ソフトウェアに係る著作権並びに詳細な技術情報を保有する唯一の業者であることから、左記業者を契約の相手方として選定するものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
随意契約の理由による。

随意契約締結結果書

- 1 件名
駅登録マスタ変更（係員処理端末機）改修業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部企画総務課
- 3 契約締結日
令和7年1月20日
- 4 履行期間
令和7年1月21日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市福島区福島3丁目14番24号
オムロン ソーシャルソリューションズ株式会社 大阪事業所
- 6 契約金額（税込み）
5,720,000円
- 7 契約内容
ICOCA定期券発行事業者の駅名変更等に伴う、係員処理端末機の改修
- 8 随意契約の理由
当該業者は、駅務機器のソフトウェア・ハードウェアの設計及び製作を行っており、システムに関する技術的な全ての情報を保有している。よって、既存の駅務機器及びシステム等の機能に支障をきたさずに改修を実施できるのは、詳細な技術情報を保有する当該業者のみであるため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
随意契約を行う理由と同じ

随意契約締結結果書

- 1 件名
駅登録マスタ変更（係員定期券発行機）改修業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部企画総務課
- 3 契約締結日
令和7年2月4日
- 4 履行期間
令和7年2月5日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区角田町8-1
東芝インフラシステムズ株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
7,810,000円
- 7 契約内容
ICOCA定期券発行事業者の駅名変更及び京都市バス停留所名変更等に伴う、係員定期券発行機の改修
- 8 随意契約の理由
当該業者は、駅務機器のソフトウェア・ハードウェアの設計及び製作を行っており、システムに関する技術的な全ての情報を保有している。よって、既存の駅務機器及びシステム等の機能に支障をきたさずに改修を実施できるのは、詳細な技術情報を保有する当該業者のみであるため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
随意契約を行う理由と同じ

随意契約締結結果書

1 件名

京都市交通局市バス音声合成装置改修業務委託

2 契約担当課

企画総務部企画総務課

3 契約締結日

令和7年2月7日

4 履行期間

令和7年2月8日から令和7年10月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市北区東天満2丁目6番5号I・S南森町ビル4階
レシップ株式会社 大阪営業所

6 契約金額（税込み）

13,046,000円

7 契約内容

当局では、令和10年度に走行中の市バスの位置情報や車内の混雑情報等の「動的情報」をオープンデータ化する計画であり、その一環として、令和6～7年度において、動的情報を提供するシステムを構築する計画である。

この動的情報を提供するためには、営業運行中の市バスが、どの停留所間を運行しているか（以下「停留所順位情報」という）を、運転士の手動操作に連動する仕組みを構築する必要があり、こうした停留所順位情報を生成する機能は、専らバス車両搭載の音声合成装置（以下「OBC-VISION」という。）が担っている。

そこで、

8 随意契約の理由

本業務を実施するに当たっては、現在、市バス全車両に搭載されている現行の音声合成装置（OBC-VISION）（以下「既存システム」という。）を使用するため、既存の設備の設計内容に加え、既存システムのソフトウェアの構成に関しても、熟知している必要があり、既存システムを独自に設計、構築した左記業者以外の業者が実施した場合、既存システムの運用に著しい支障が生ずるおそれがある。

また、左記業者は、本システムを構成するソフトウェアにかかわる著作権並びに詳細な技術情報を保有する唯一の業者であることから、左記業者を契約の相手方として選定するものである。

9 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

- 10 契約の相手方の選定理由
随意契約の理由による。

随意契約締結結果書

- 1 件名
管理の受委託（錦林京都）【設計変更】
- 2 契約担当課
自動車部管理課
- 3 契約締結日
令和7年3月21日
- 4 履行期間
令和7年3月21日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市右京区嵯峨明星町1番地の1
京都バス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
844,752,700円
- 7 契約内容
錦林出張所の7、86、105、203号系統に係る運転業務、運行管理業務及び整備管理業務
- 8 随意契約の理由
「市バス錦林出張所に係る管理の受委託に関する基本契約書」第2条において、委託期間を5年間と定めている。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
受託者を募集したうえ、令和5年2月28日に開催した管理の受委託の受託者選定委員会において、「財政効果」及び「運行の安全性」等を審議し選定。

随意契約締結結果書

- 1 件名
管理の受委託（梅津ジェイアール）【設計変更】
- 2 契約担当課
自動車部管理課
- 3 契約締結日
令和7年3月21日
- 4 履行期間
令和7年3月21日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市阿倍野区松崎町2丁目2番25号阿倍野松崎町NKビル2階
西日本ジェイアールバス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
1,247,711,300円
- 7 契約内容
梅津営業所の8、10、11、26、59号系統に係る運転業務及び運行管理業務
- 8 随意契約の理由
「市バス梅津営業所に係る管理の受委託に関する基本契約書」第2条において、委託期間を5年間と定めている。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
受託者を募集したうえ、令和5年2月28日に開催した管理の受委託の受託者選定委員会において、「財政効果」及び「運行の安全性」等を審議し選定。

随意契約締結結果書

- 1 件名
管理の受委託（洛西近鉄）【設計変更】
- 2 契約担当課
自動車部管理課
- 3 契約締結日
令和7年3月21日
- 4 履行期間
令和7年3月21日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府東大阪市長栄寺19番17号
近鉄バス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
1,554,708,100円
- 7 契約内容
洛西営業所の23、28、29、33、42、70、78、91、106西1、西2、西3、西4、西5、西6、西8、西9、EX101号系統に係る運転業務、運行管理業務及び整備管理業務
- 8 随意契約の理由
「市バス洛西営業所に係る管理の受委託に関する基本契約書」第2条において、委託期間を5年間で定めている。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
受託者を募集したうえ、令和5年2月28日に開催した管理の受委託の受託者選定委員会において、「財政効果」及び「運行の安全性」等を審議し選定。

随意契約締結結果書

- 1 件名
管理の受委託（横大路阪急）【設計変更】
- 2 契約担当課
自動車部管理課
- 3 契約締結日
令和7年3月21日
- 4 履行期間
令和7年3月21日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府豊中市岡上の町1丁目1番16号
阪急バス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
1,506,716,200円
- 7 契約内容
横大路営業所の13、18、19、20、22、43、69、81、
南1、南2、南3、南5号系統に係る運転業務、運行管理業務及び整備管理業務
- 8 随意契約の理由
「市バス横大路営業所に係る管理の受委託に関する基本契約書」第2条において、委託期間を5年間と定めている。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
受託者を募集したうえ、令和5年2月28日に開催した管理の受委託の受託者選定委員会において、「財政効果」及び「運行の安全性」等を審議し選定。

随意契約締結結果書

- 1 件名
管理の受委託（横大路エムケイ）【設計変更】
- 2 契約担当課
自動車部管理課
- 3 契約締結日
令和 7 年 3 月 2 1 日
- 4 履行期間
令和 7 年 3 月 2 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区西九条東島町 6 3 - 1
エムケイ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
4 6 6, 6 7 3, 9 0 0 円
- 7 契約内容
横大路営業所の 1 6、8 4、南 6、南 8 号系統に係る運転業務、運行管理業務及び整備管理業務
- 8 随意契約の理由
「市バス横大路営業所に係る管理の受委託に関する基本契約書」第 2 条において、委託期間を 5 年間で定めている。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由
受託者を募集したうえ、令和 5 年 2 月 2 8 日に開催した管理の受委託の受託者選定委員会において、「財政効果」及び「運行の安全性」等を審議し選定。

随意契約締結結果書

- 1 件名
醍醐車庫誘導無線装置試験器購入
- 2 契約担当課
企画総務部企画総務課
- 3 契約締結日
令和7年3月31日
- 4 履行期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区高輪3丁目25番23号京急第2ビル4階
八幡電気産業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
24,137,025円
- 7 契約内容
醍醐車庫の誘導無線装置試験器の購入
- 8 随意契約の理由
東西線50系車両の誘導無線装置は、八幡電気産業株式会社が50系車両用に特別に設計及び製作したものであり、装置を試験する誘導無線装置試験器は八幡電気産業株式会社以外の業者では製作できないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
随意契約を行う理由と同じ